

2026 年 9 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区神田小川町三丁目 3 番地
ヘルスケア&メディカル投資法人
代表者名 執行役員 藤瀬 裕司
(コード番号 3455)

資産運用会社名
ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 石原 久稔
問合せ先 財務管理部長 白畑 豊徳
TEL:03-5282-2922

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

ヘルスケア&メディカル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、2026年10月29日開催の本投資法人の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）の決議事項を下記の通りとすることを承認いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更（第 1 号議案）の主な内容及び理由について

- (1) 2026 年 4 月 1 日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第 34 条第 1 項柱書、同項第(10)号並びに第 36 条第 1 項及び第 2 項）。
- (2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（現行規約第 30 条第 3 項第(8)号）。
- (3) 本投資法人のポートフォリオの資産規模及び収益性、並びに他の J-REIT における役員人数等を考慮し、執行役員、監督役員及び役員会の機能を充分かつ適切に発揮するために必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るべく、執行役員及び監督役員の員数の上限を設け、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（現行規約第 9 条第 1 項、第 10 条、第 16 条、第 20 条第 1 項及び第 21 条）。
- (4) 「投資法人の計算に関する規則」の改正に伴い、計算書類、資産運用報告等を含む提供計算書類等の電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものです（変更案第 36 条の 2）。
- (5) 本投資法人が資産の運用を委託するヘルスケアアセットマネジメント株式会社に対する資産運用報酬（運用報酬Ⅰ（総資産連動報酬））の計算について、2028 年 1 月期から適用開始予定の企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及びこれに関連する企業会計基準等に基づき、新たに貸借対照表に計上される使用権資産の金額を上記運用報酬の計算から除くため、所要の変更を行うものです（現行規約第 38 条第 1 項第(1)号）。

2. 役員の選任（第 2～4 号議案）について

執行役員藤瀬裕司、監督役員佐藤香織及び中野智美は、2026 年 10 月 31 日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員 1 名（候補者：藤瀬裕司）、監督役

員 2 名（候補者：佐藤香織及び中野智美）の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会におきまして、補欠執行役員 1 名（候補者：北村彰史）の選任に係る議案を提出いたします。

（役員の選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

2026 年 9 月 14 日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2026 年 10 月 1 日	本投資主総会招集ご通知発送（予定）
2026 年 10 月 29 日	本投資主総会開催（予定）

添付資料：第 7 回投資主総会招集ご通知

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://hcm3455.co.jp>

投資主各位

東京都千代田区神田小川町三丁目3番地
ヘルスケア&メディカル投資法人
執行役員 藤瀬 裕司

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年10月28日（水曜日）午後4時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第14条第2項に定める議案に該当いたしません。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://hcm3455.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月29日（木曜日）午前10時
（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ（<https://hcm3455.co.jp>）にて第23期（2026年7月期）決算説明動画及び決算説明資料その他最新のファンド情報を掲載しております。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第34条第1項柱書、同項第(10)号並びに第36条第1項及び第2項）。
- (2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（現行規約第30条第3項第(8)号）。
- (3) 本投資法人のポートフォリオの資産規模及び収益性、並びに他のJ-REITにおける役員人数等を考慮し、執行役員、監督役員及び役員会の機能を充分かつ適切に発揮するために必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るべく、執行役員及び監督役員の員数の上限を設け、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（現行規約第9条第1項、第10条、第16条、第20条第1項及び第21条）。
- (4) 「投資法人の計算に関する規則」の改正に伴い、計算書類、資産運用報告等を含む提供計算書類等の電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものです（変更案第36条の2）。
- (5) 本投資法人が資産の運用を委託するヘルスケアアセットマネジメント株式会社に対する資産運用報酬（運用報酬Ⅰ（総資産連動報酬））の計算について、2028年1月期から適用開始予定の企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及びこれに関連する企業会計基準等に基づき、新たに貸借対照表に計上される使用権資産の金額を上記運用報酬の計算から除くため、所要の変更を行うものです（現行規約第38条第1項第(1)号）。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 2. ～3. （記載省略）	第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 2. ～3. （現行どおり）
第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。	第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。
第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は<u>1人以上</u>、監督役員は<u>2人以上</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。	第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は<u>2人以内</u>、監督役員は<u>3人以内</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。
第20条（招集） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2. ～4. （記載省略）	第20条（招集） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2. ～4. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第21条（議長） 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。 第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～2. （記載省略） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産等又は不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）への投資又は借入りに付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1)～(7)（記載省略） (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (9)～(12)（記載省略） 4. ～5. （記載省略）	第21条（議長） 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。 第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～2. （現行どおり） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産等又は不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）への投資又は借入りに付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1)～(7)（現行どおり） (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (9)～(12)（現行どおり） 4. ～5. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投信法</u>、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人<u>投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。 (1)～(9)（記載省略） (10) その他 上記に定めがない場合には、<u>投信協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～3. （記載省略） 第36条（金銭の分配の方針） 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>が定める諸規則に従うものとする。 (1)～(3)（記載省略）	第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投信法</u>、投資法人の計算に関する規則（以下「<u>計算規則</u>」という。）、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>（以下「<u>資産運用業協会</u>」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。 (1)～(9)（現行どおり） (10) その他 上記に定めがない場合には、<u>資産運用業協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～3. （現行どおり） 第36条（金銭の分配の方針） 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用業協会</u>が定める諸規則に従うものとする。 (1)～(3)（現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に<u>投信協会</u>の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、本投資法人は、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。さらに、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合、本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とする。利益を超えて投資主に分配された金額は、まず出資剰余金の額から控除し、控除しきれない金額は出資総額から控除する。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配は行わないことができる。 3. ～4. (記載省略)	2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に<u>資産運用業協会</u>の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、本投資法人は、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。さらに、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合、本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とする。利益を超えて投資主に分配された金額は、まず出資剰余金の額から控除し、控除しきれない金額は出資総額から控除する。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配は行わないことができる。 3. ～4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(新設) 第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、1.0%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 (2)～(6)（記載省略）	<u>第36条の2（提供計算書類等の電子提供措置）</u> <u>本投資法人は、計算規則の定めるところに従い、計算規則第81条第1項に定める提供計算書類等に表示すべき事項に係る情報を、投信法第131条第3項の規定による通知を発出する時から5年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる。</u> 第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額（<u>但し、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」並びにこれに関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の適用に伴い、貸借対照表に計上される使用権資産に係る金額を除く。</u>）に、1.0%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 (2)～(6)（現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
2. (記載省略) 制定 2014年11月28日 改正 2015年 1 月23日 改正 2016年10月27日 改正 2018年10月30日 改正 2020年10月28日 改正 2022年10月27日 改正 2024年10月30日	2. (現行どおり) 制定 2014年11月28日 改正 2015年 1 月23日 改正 2016年10月27日 改正 2018年10月30日 改正 2020年10月28日 改正 2022年10月27日 改正 2024年10月30日 <u>改正 2026年10月29日</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員藤瀬裕司は、2026年10月31日をもって任期満了となります。
つきましては、2026年11月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願い
するものです。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第17
条第2項の定めにより、2026年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2026年9月14日開催の本投資法人の役員会において、
監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
フジ セ ユウ ジ 藤 瀬 裕 司 (1962年5月21日生)	1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2007年3月 みずほ証券株式会社 入社 2010年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社） 入社 2016年2月 弁護士登録 2016年2月 島田法律事務所 入所（現任） 2020年11月 本投資法人 執行役員（現任） 2021年6月 S M B C 電子債権記録株式会社 監査役（現任） 2024年6月 株式会社 S M B C 信託銀行 社外取締役（現任） 2026年3月 山崎製パン株式会社 社外取締役（現任） 2026年4月 三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社 社外取締役（非常勤）（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務の全般を執行しております。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2026年9月14日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
キタ ムラ アキ フミ 北 村 彰 史 (1970年6月2日生)	1994年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2022年4月 同行 信託部長 2023年4月 同行 アセットファイナンス営業部長 2024年4月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 出向 顧問 2024年6月 同社 転籍 取締役 2025年6月 S M B C 電子債権記録株式会社 監査役（現任） 2025年7月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 常務取締役 2026年7月 同社 専務取締役（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社の専務取締役です。上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、その他に特別の利害関係はありません。
3. 本議案における補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員佐藤香織及び中野智美は、2026年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2026年11月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2026年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
1	サ トウ カ オリ 佐 藤 香 織 (1973年7月30日生)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 富士総合法律事務所 入所 2001年10月 鳥飼総合法律事務所 入所（現任） 2010年9月 国立大学法人千葉大学大学院専門法務 研究科（法科大学院） 非常勤講師 （現任） 2021年7月 一般社団法人創医会 監事（現任） 2022年7月 株式会社スタートライン 社外取締役 （現任） 2022年11月 本投資法人 監督役員（現任） 2022年12月 株式会社リロググループ 仮監査役 2023年3月 株式会社ショーケース 社外取締役 2023年3月 株式会社仙台銘板 社外監査役（現 任） 2023年6月 株式会社リロググループ 社外監査役 2024年6月 株式会社リロググループ 社外取締役 （監査等委員）（現任）

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
2	ナカ ノ トモ ミ 中 野 智 美 (1969年 8 月 17 日生)	1992年 4 月 中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 1999年 10 月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 2003年 4 月 公認会計士登録 2007年 2 月 新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人） 入所 2013年 8 月 税理士登録 中野智美公認会計士・税理士事務所開設 代表（現任） 2015年 6 月 株式会社八千代銀行（現 株式会社きらぼし銀行） 社外監査役 2018年 5 月 株式会社きらぼし銀行 社外監査役 2018年 6 月 公益財団法人加藤山崎教育基金 監事 2021年 6 月 公益財団法人農林水産長期金融協会 理事（現任） 2021年 11 月 ユニデンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 2023年 6 月 公益社団法人日本オリエンテーリング協会 理事（現任） 2023年 6 月 公益財団法人品川区スポーツ協会 監事（現任） 2023年 8 月 独立行政法人北方領土問題対策協会 監事（現任） 2024年 6 月 日本調剤株式会社 社外取締役（監査等委員） 2024年 6 月 株式会社めぶきフィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 11 月 本投資法人 監督役員（現任） 2025年 6 月 日本ケミコン株式会社 社外取締役（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも現在本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者は、いずれも現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、いずれも引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも、現行規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

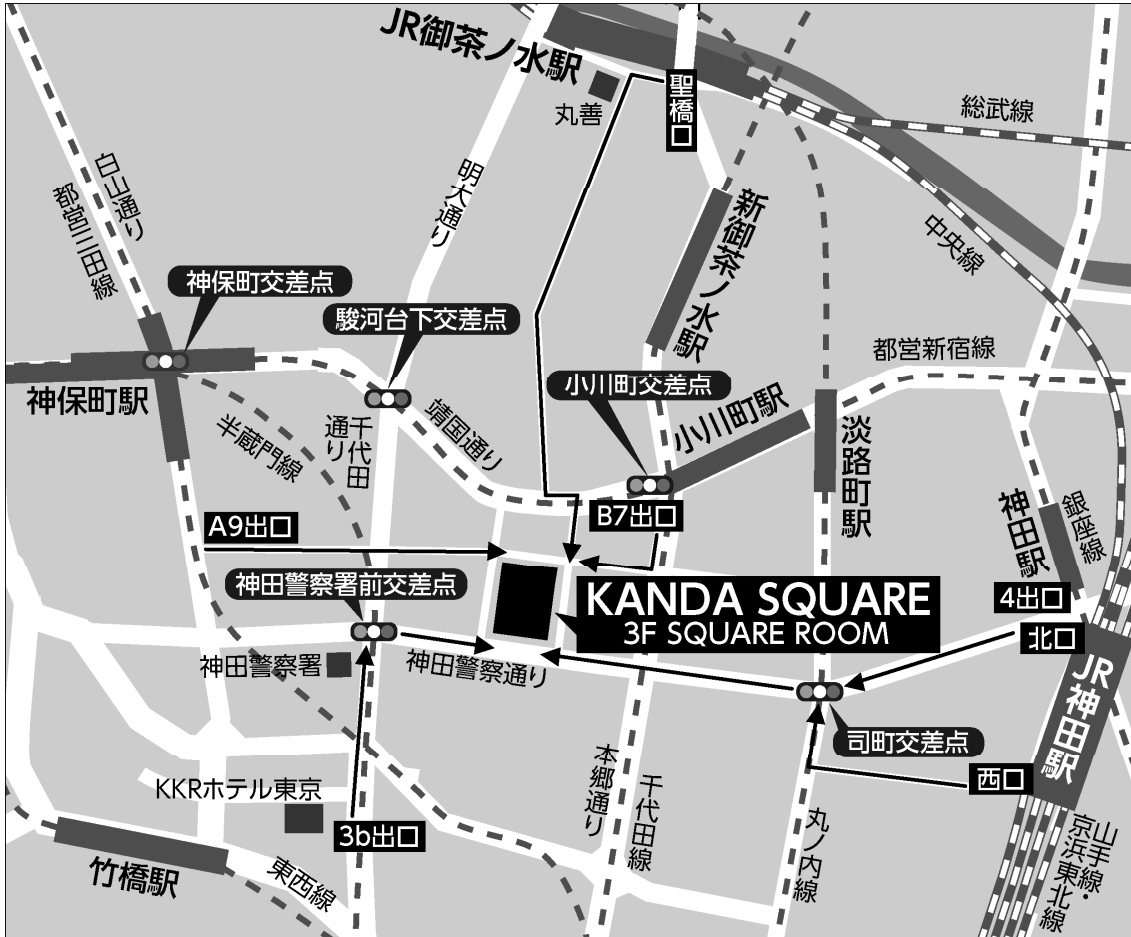
第7回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

電話：03-6811-7866（平日午前10時～午後6時）

交通：都営新宿線	小川町駅	B7出口徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線	淡路町駅	B7出口徒歩3分
東京メトロ千代田線	新御茶ノ水駅	B7出口徒歩3分
都営三田線	神保町駅	A9出口徒歩5分
東京メトロ半蔵門線	神保町駅	A9出口徒歩5分
東京メトロ東西線	竹橋駅	3b出口徒歩6分
JR中央・総武線	御茶ノ水駅	聖橋口徒歩9分
東京メトロ銀座線	神田駅	4出口徒歩10分
JR各線	神田駅	西口徒歩10分



お願い：会場には時間貸し駐車場のご用意がありません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。